

スマート通帳に係る特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は「へきしんアプリ ～スマート管理ぶらす～」(以下、「アプリ」といいます)におけるスマート通帳の機能(以下、「本サービス」といいます)に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、次の規定・規約・特約(以下「関連規定等」といいます)の一部を構成するとともに関連規定等と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定等が適用されるものとします。
 - ① 普通預金規定
 - ② 総合口座規定
 - ③ 自動継続期日指定定期預金規定
 - ④ 自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定
 - ⑤ 自由金利型定期預金規定
 - ⑥ 変動金利定期預金規定
 - ⑦ 自動継続定額複利預金規定
 - ⑧ スマイルネット支店取引規定
 - ⑨ スマイルネット支店専用普通預金規定
 - ⑩ へきしんアプリ～スマート管理ぶらす～利用規約
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは関連規定等に従います。

2. スマート通帳口座

- (1) スマート通帳口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えてアプリの利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座(総合口座)をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座のほか、スマート通帳口座を選択できるものとします。なお、スマート通帳口座を選択した場合はインターネットバンキングの契約を必須とします。
- (3) スマート通帳口座は、キャッシュカードの発行およびアプリへ対象となる普通預金口座(総合口座)の登録を必須とします。

3. 預金の預入れ、払戻等

- (1) スマート通帳口座は、原則、ATMまたはインターネットバンキングによりお取引いただきます。ただし、ATMでの通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。

- (2) スマート通帳口座は、窓口での預金預け入れおよび払い出しがご利用いただけません。

ただし、窓口でのタブレット受付においては、キャッシュカードを用いた普通預金（総合口座）預け入れおよび払い出しがご利用いただけます。

4. 入出金明細の確認

- (1) スマート通帳口座の入出金明細は、本サービスによりご確認ください。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は当金庫所定の期間とします。

5. 紙通帳・無通帳口座からスマート通帳口座への切替え

- (1) スマート通帳口座への切替えは、アプリにより切替えることができます。
- (2) 紙通帳はスマート通帳口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) スマート通帳口座へ切替えた時点で紙通帳に記帳されていない入出金明細は、紙通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は切替日の翌々日から、本サービスでご確認いただけます。切替え前の無通帳口座および切替え前に紙通帳に記帳されている入出金明細については、本サービスではご確認いただけません。
- (4) スマート通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細は、本サービスでご確認いただけます。

6. スマート通帳口座から紙通帳への切替え

- (1) スマート通帳口座から紙通帳への切替えは、当金庫所定の手続きをした後に行います。
- (2) スマート通帳口座をアプリから削除した場合、または各種事情により本サービスがご利用できない場合は、紙通帳への切替えが必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、紙通帳へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。過去の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4) 紙通帳への切替えには、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 不正利用防止の観点から紙通帳への切替えをお断りする場合がございます。
- (6) スマイルネット支店の口座は紙通帳への切り替えはできません。

7. アプリによる定期預金取引に関する注意事項

- (1) アプリにより当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金取引については、アプリに登録されているスマート通帳口座が総合口座（以下、登録総合口座といいます）である場合に受付いたします。
- (2) スマート通帳口座の定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座の取引店とし、届出印は登録総合口座の届出印と共通とします。

- (3) 定期預金口座の解約の場合、元金と利息を登録総合口座へ振り替えます。

8. スマート通帳口座の解約

- (1) スマート通帳口座を解約する場合には、当該口座のキャッシュカードの提示および届出印（ない場合は本人確認資料の提示）が必要です。
- (2) スマート通帳口座を解約した時点で、アプリでは、当該口座の入出金明細は確認できなくなります。
- (3) スマート通帳口座の解約後において、窓口にて当該口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

9. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 当金庫の責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上